令和２年10月1日

**「紫波町地域企業感染症対策等支援事業費補助金」**

**申　請　要　領**

|  |
| --- |
| 町内事業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や飲食店における業態転換に対して、その経費を支援します。  **【対象経費及び補助額】**  次の条件を全て満たす経費が対象となります。  １　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。  ２　次のページに定める経費であること。  （ただし、表に定める消耗品費については、鉄道業・道路旅客運送業を除き、１事業所につき３万円を申請額の上限とする。）  ３　令和２年４月１日から令和２年12月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費であること。  ※　経費にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額は、対象に含めない。  ※　紫波町商工会が交付した地域企業経営継続支援事業費補助金及び紫波町が交付した紫波町理容業及び美容業事業者応援事業補助金（以下この項において「他交付補助金」という。）の交付対象経費が補助対象経費に含まれている場合は、補助対象経費から他交付補助金の額を除く。  **補助額：限度額１０万円**  **ただし、紫波町商工会が交付する地域企業経営継続支援事業費補助金の交付額を上限とする。**  **【対象となる期間】**  　令和２年４月１日から令和２年12月31日  **【申請受付期間】**  　令和２年10月1日から令和３年１月31日※当日消印有効  **【提出・問い合わせ先】**  紫波町産業部商工観光課  〒028-3392　紫波町紫波中央駅前２丁目３番地１  　電話：019-672-2111（内線2210・2211）　　メール： [kanko@town.shiwa.iwate.jp](http://desknets.town.shiwa.iwate.jp/scripts/dneo/zwimapwmljs.exe?_=1587598513579)  ※申請手続きについて（お願い）  新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」、「密接」を防ぐため、**申請書類は郵送で提出していただくようご協力をお願いします。**  なお、窓口で申請する際は、**感染症拡大の予防（マスクの着用等）**にご協力をお願いします。 |

紫　波　町

【対象者】

　町内事業者（会社及び個人事業者、若しくはその他法人）であり、紫波町商工会が交付する地域企業経営継続支援事業費補助金の交付を受けた者。

【対象経費詳細】

①　事業所における感染症対策に要した経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 対象経費 |
| 設備費 | 衛生管理・空気換気設備の導入費　等  （例：センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入） |
| 工事費（付帯工事を含む） | 事業所の改装に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費　等  （例：抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設） |
| 器具備品費 | 飛沫感染・接触感染を防ぐための備品購入費　等  （例：客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板、隔離確保のために設置する衝立・パーテーション、出入口等に設置するアルコール消毒液ポンプスタンド、入店時に体温を測るための非接触型体温計、従業員が使用するゴーグル・フェイスシールド） |
| 清掃費 | 臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるために要する経費　等（例：外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業） |
| 消耗品費 | １回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費　等（例：マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ、ペーパータオル） |

②　飲食店における業態転換（テイクアウト、宅配、移動販売等）対策に要した経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 対象経費 |
| 販売促進費 | 印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費　等  （例：メニュー表・チラシ・ポスター等の製作、看板・のぼり等の購入、ホームページ作成委託） |
| 車両費 | 宅配用バイクリース料、台車　等 |
| 器具備品費 | Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材　等  （例：運搬容器、ショーケースの購入） |
| 工事費 | 食品衛生法に基づく施設基準を満たすための工事に要する費用（例：放冷詰め合わせ設備又は配膳設備） |
| 手数料 | 宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料　等 |
| 消耗品費 | １回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品　等（例：弁当容器、箸、おしぼり、ビニール袋） |

③　鉄道業・道路旅客運送業における感染症対策に要した経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 対象経費 |
| 設備費 | 衛生管理・空気換気設備の導入費　等（例：センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入） |
| 工事費（付帯工事を含む） | 本社、営業所、駅の改修に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費　等（例：抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設） |
| 器具備品費 | 飛沫感染を防ぐための備品購入費　等（例：運転席と客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板、アルコール消毒液ポンプスタンド、非接触型体温計、ゴーグル・フェイスシールド） |
| 清掃費 | 駅、待合所等の衛生環境を向上させるために要する経費　等  （例：外部清掃事業者による徹底的な駅、待合所内等の消毒作業）  （例：清掃事業者における店内消毒作業） |
| 消耗品費 | 各業界団体が作成するガイドライン等の取り組みに要する衛生用品の購入費　等（例：個人防護具（マスク、手袋）、アルコール消毒液等の感染症対策用品の購入） |

※　上記のほか、紫波町長が特に認めるものは対象とする。

※　次の経費は、原則として対象として認めない。

・　他制度による補助を受けているもの

・　感染症対策としての利用実態が認められないもの（私的利用、販売やレンタル用途に供されるもの）

・　通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる更新の費用と解されるもの

・　支出時点の市場価格や一般的な売価と比べて著しく高額と認められるもの

【必要書類】

１　紫波町地域企業感染症対策等支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）

２　紫波町商工会が通知した地域企業経営継続支援事業費補助金交付通知書の写し

３　事補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書（内容がわかるもの）の写し

※紫波町商工会へ補助金申請した経費のレシート、領収書の写しも添付

４　紫波町地域企業感染症対策等支援事業費補助金交付請求書（様式第３号）

５　補助金を振込む通帳の写し

　　　※通帳のオモテ面と通帳を開いた１・２ページ目の両方の写しを添付

※　**申請書及び請求書の様式等**は、紫波町のホームページからダウンロードしてください。

　　また、次の公共施設に様式等を設置しています　…　役場産業部商工観光課　紫波町商工会